公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による春日井都市計画事業春日井大留上土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　名古屋市天白区池場二丁目三二一三番地
氏名　谷口　敬男
住所　愛知県海部郡蟹江町城二丁目四六〇番地
氏名　尾頭　隆夫
住所　東京都世田谷区北沢五丁目四〇番四号
旭荘
氏名　姿秀

二　通知の内容

右記　谷口　敬男に対する通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、春日井大留上土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

従前の土地

所在　春日井市大留町字西島七八八番二
地目　宅地
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　二番所有権移転請求権仮登記
部分　全部
地積　四九・〇〇㎡

換地処分後の土地

街区番号　六〇街区四―一画地
所在　春日井市大留町九丁目三番六
地目　宅地
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
地積　三七・八九㎡

記事

土地所有者　稲垣　政司

右記　尾頭　隆夫、陳　姿秀に対する通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、春日井大留上土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書のとおり、換地処分をします。

従前の土地

所在　春日井市大留町字檀ノ木四番第一
地目　公衆用道路
地積　一九㎡
権利価額　一〇六、七八九円
清算金　交付一〇六、七八九円
仮清算金　交付一〇六、七八九円
清算金精算額　〇円

記事

法第九十五条第六項により金銭清算　法第百四条第一項により消滅

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に春日井市長に審査請求をすることができます。

二　この処分に不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、春日井大留上土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月を経過したときは、この訴えの提起はできません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを春日井大留上土地区画整理組合において掲示する。

平成二十二年七月一日

愛知県春日井市大留町四八五番地
春日井大留上土地区画整理組合
理事長　稲垣　主司

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　アーロン・コンサルティング株式会社　東京都杉並区荻窪五丁目一六番一一号二〇一

二、保証金の額　金三十万円

三、前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四、前号の申出書の提出のないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年七月一日

東京都杉並区荻窪五丁目一六番一二号二〇一
アーロン・コンサルティング株式会社
代表取締役　藤本さなえ

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第九八二号　平成二年八月七日

㈡　商号　株式会社エアーリンク

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社エアーリンク　東京都新宿区新宿五丁目一五番五号　代表取締役　中野　正治

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都新宿区新宿五丁目一五番五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年六月九日

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年7月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①㈱エスケーツアーズ　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3－322号　④㈱エスケーツアーズ　宮城県仙台市宮城野区福室1丁目6―36　代表　鈴木利彰　⑤本社　㈱エスケーツアーズ　宮城県仙台市宮城野区福室1丁目6―36　⑥平成19年5月23日　⑧平成21年11月30日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県仙台市宮城野区福室1丁目6―36　㈱エスケーツアーズ　代表　鈴木利彰　四、当協会に預託した保証金等の額　金七百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金一億円及び金七百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年七月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿